



概要版

岡崎市歴史的風致維持向上計画

く 未来へつむぐ 歴史まちづくり く



目次

序章 計画の策定にあたって	1
0-1.計画策定の背景と意義	1
0-2.計画策定のねらい	1
0-3.計画の期間	1
第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景	2
1-1.位置と市域	2
1-2.自然的環境	3
1-3.社会的環境	3
1-4.歴史的変遷	4
1-5.文化財（令和5年(2023)2月末現在）	12
第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致	13
2-1.家康公生誕の地にみる歴史的風致	13
2-2.東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致	14
2-3.滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致	15
2-4.岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致	16
2-5.郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致	17
2-6.六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致	18
2-7.額田地区の山里の暮らしにみる歴史的風致	19
第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針	20
3-1.歴史的風致の維持向上に関する課題	20
3-2.上位計画及び関連計画との関係性	20
3-3.歴史的風致の維持向上に関する基本方針	21
第4章 重点区域の位置及び区域	22
4-1.重点区域設定の考え方	22
4-2.重点区域の位置及び区域	24
4-3.重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果	24
第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携	25
5-1.重点区域における都市計画との連携（都市計画法）	25
5-2.重点区域における景観計画の活用（景観法）	25
5-3.重点区域における屋外広告物の規制（屋外広告物法）	25
5-4.重点区域における市独自条例の運用（岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例）	25
第6章 文化財の保存及び活用に関する事項	26
6-1.文化財の保存・活用の現況と今後	26
6-2.文化財の修理（整備）	26
6-3.文化財の保存・活用に向けた施設	26
6-4.文化財の周辺環境の保全	26
6-5.文化財の防災・防犯	26
6-6.文化財の保存・活用に向けた普及啓発	26
6-7.埋蔵文化財の取扱いの現状と今後	26
6-8.文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携	26
6-9.文化財の保存・活用に向けた体制の整備	26
第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	27
7-1.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	27
7-2.事業の内容	28
第8章 歴史的風致形成建造物に関する事項	33
8-1.歴史的風致形成建造物の指定の方針	33
8-2.歴史的風致形成建造物の管理の指針	36

序章 計画の策定にあたって

0-1.計画策定の背景と意義

岡崎市は、三河山地から連なる豊かな緑と、^{やはぎがわ}矢作川や^{おとがわ}乙川の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の^{いしずえ}礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきた。

しかし、少子高齢化等による人口減少社会を迎える中、歴史的建造物は損傷や老朽化に対する維持管理の難しさなどから失われていくことが懸念され、伝統行事や祭礼、伝統産業等は担い手不足等により、これまで継承されてきた固有の歴史文化や伝統をいかに守り、伝え、更に発展させていくかが課題となっている。

本市固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継ぐべく、岡崎の個性を磨き、市民一人ひとりが岡崎の歴史文化を再認識し、一層の愛情と誇りを持って継承できるよう、また美しく風格ある岡崎を創生し、訪れる人々に感動を与えられるようなまちづくりを行うことで、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要である。

このため、平成28年(2016)7月の市制施行100周年を契機として、文化財保護行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携により、歴史まちづくり法の制度を活用して、本市が有する歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図ることとする。

0-2.計画策定のねらい

歴史的建造物の保存や活用のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、行政と市民の適切な役割分担と協働のもと、右図の3点を主なねらいとして策定する。

「歴史的風致」とは

歴史まちづくり法第1条において、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

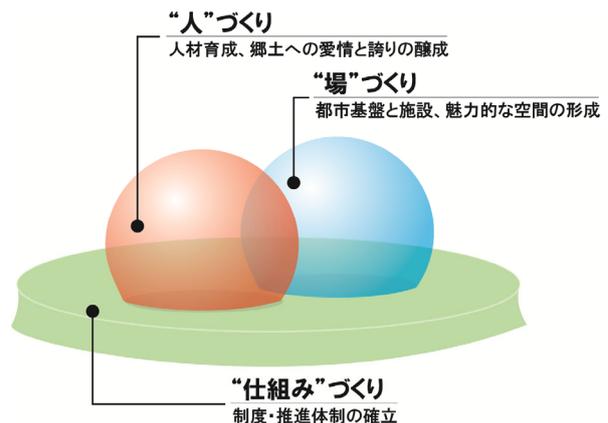


図0-1 計画策定のねらいの模式図

0-3.計画の期間

平成28年(2016)度～令和7年(2025)度とする。

第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景

1-1.位置と市域

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、総面積は 387.20 平方キロメートル(令和 4 年(2022) 1 月 1 日現在)である。

明治 4 年(1871)、^{はいはんちけん}廃藩置県により岡崎藩が岡崎県となり、合併を繰り返した後、大正 5 年(1916) 7 月 1 日に県下 3 番目、全国 67 番目に市制を施行した。

昭和の大合併による市域拡大を経て、平成 15 年(2003)に中核市へ移行し、平成 18 年(2006)に^{ぬかたちょう}額田町と合併したのを最後に、現在の岡崎市域となった。



図 1-1 愛知県の位置



図 1-2 岡崎市の位置

1-2. 自然的環境

市の北東部は中部山岳地帯に連なる三河山地、西部は広大な岡崎平野、南部は三河湾国立公園に含まれる山地となっている。矢作川が岡崎平野の丘陵地を北から南へ貫流し、清流がゆるく流れて三河湾に注いでいる。矢作川ともえやまの主な支流は、巴山ほんぐうさんに源を発する乙川、本宮山ほんぐうさんに源を発する男川等であり、矢作川と乙川の合流部付近に、中心市街地が広がっている。

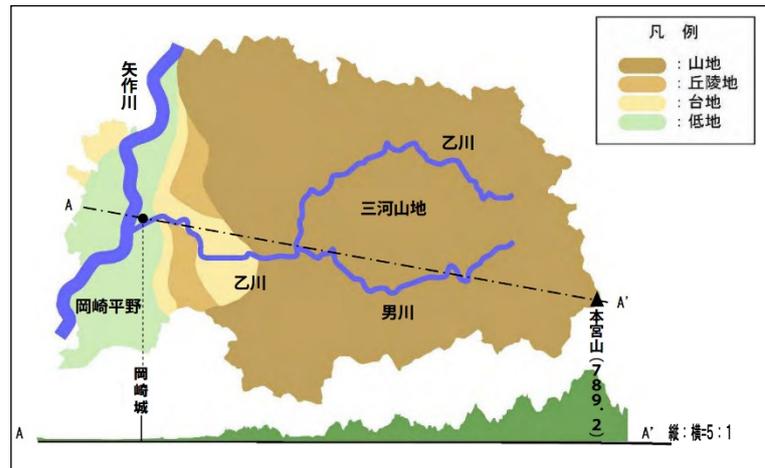


図 1-3 岡崎市の高低差



図 1-4 航空写真(岡崎市街地)

1-3. 社会的環境

令和3年(2021)10月1日の愛知県人口動向調査によれば、人口は384,027人であり、県内では名古屋市、豊田市に次ぐ3番目の規模である。

東西には、東京都中央区を起点として大阪市へ至る国道1号が横断し、南北には、蒲郡市を起点として岐阜市へ至る国道248号が縦貫している。広域交通網としては、東名高速道路が市域を東西に走り、岡崎インターチェンジが供用されている。これに加えて、平成28年(2016)2月に新東名高速道路が開通し、岡崎東インターチェンジが供用開始された。

また、本市は岡崎城を始め、家康公ゆかりの社寺、宿場町等の歴史・文化的な資源や、桜や紅葉等の名所である自然的な資源等の多数の観光資源を有している。絢爛豪華な時代絵巻を展開する春の風物詩「家康行列」を始め、夏の夜空を大輪の花火が彩る「岡崎城下家康公夏まつり」、三河路に春を告げる「滝山寺鬼祭り」など、四季を通して様々な催しが行われている。

1-4.歴史的変遷

(1)原始（岡崎の起源）

①旧石器・縄文・弥生時代

後期旧石器時代(約3万年前)に生活の場として適した中位段丘面が、矢作川・乙川沿いの康生町、伝馬、大樹寺、岩津町等の集落や JR 岡崎駅周辺の市街地が分布する範囲に発達している。また低位段丘面が乙川流域の兩岸の明大寺、菅生町、栄町、大平町等の市街地に広がっている。

西牧野遺跡(榎山町、牧平町)では旧石器時代の石器類が多数出土していることから、暮らしが安定していたことがうかがえる。乙川左岸の五本松遺跡(美合町)では出土した石器や土器より後期旧石器時代から弥生時代の暮らしがうかがえ、矢作川と乙川の合流点付近の真宮遺跡(真宮町・六名1丁目)では集落跡より人々の生活が縄文時代晩期から鎌倉時代まで連続と続いていたことがわかる。

②古墳時代

古墳時代に造営された墳墓である古墳は、いずれも矢作川や支流の乙川、巴川、北斗川、真福寺川、青木川に沿った場所に所在している。

古墳時代前期の4世紀後半から中期の5世紀初頭に造営された大型古墳の和志山古墳(西本郷町)や甲山第1号墳(六供町)は、その規模や立地等から地域を支配した首長の墓であると推察されており、当時、統治社会が形成されていたことを示している。

古墳時代中期の5世紀中頃には首長の墓はやや小型化し、太夫塚古墳(若松町)や経ヶ峰第1号墳(丸山町)等は河川交通の要所に臨む場所に築かれた。

古墳時代後期の6世紀代以降に築造された古墳は群集墳を形成し、直径10～20メートル程度の円墳が多く、約200基を数える。神明宮第1号墳(石室長11.8メートル、丸山町)、岩津第1号墳(石室長10メートル、岩津町)は、西三河最大規模の横穴式石室を持つ。



図1-5 太夫塚古墳

(2)古代（三河国の成立）

①飛鳥時代

仏教文化の伝来や律令国家による古墳づくりの規制により、寺院をつくるのが権力誇示の手段となり、7世紀後半に矢作川右岸の渡河点付近に四天王寺式の壮大な伽藍を持つ北野廃寺が建立された。北野廃寺の瓦は、矢作川流域から遠く長野県飯田まで広がり、周辺の仏教文化に影響を与えた。

この時代、愛知県は尾張国造、三河国造、穂国造の勢力下で3つの地域に分かれ、岡崎を含む西三河周辺は三河国造が支配していた。最初の三河国造は、

『先代旧事本紀』に物部氏の祖先と結び付くとされる知波夜命が記され、また真福寺(真福寺町)には物部氏による創建伝説があることから、物部氏と古くから関係があったと考えられている。



図1-6 北野廃寺跡

②奈良時代

三河国には律令国家が整備した七道(東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道)の一つである東海道が通っていた。要所には、駅制に基づく国の施設である駅家が30里(約16キロメートル)毎に設置され、中央に急を知らせる駅馬を常備していた。市内には碧海郡の鳥取(捕)駅家、額田郡の山綱駅家の2つの存在が考えられる。鳥取駅家は小針町付近にあった鷲取郷に隣接する宇頭町から矢作町のどこかに存在したとされ、一方、山綱駅家は、山綱町にその地名を残していることから、山綱町を含むその周辺地域に存在していたと考えられている。

③平安時代

11世紀後半、三河国では近親者が三河守を歴任した藤原季兼が開發領主として居住し、地域の農地開発を行っていたと考えられている。季兼は熱田大宮司尾張員職の娘、松御前と結婚し、晩年は尾張国の目代(国司の下級役人)も務めた。

季兼の子の季範は、熱田神宮大宮司職の地位を譲り受け、さらに、尾張国の目代にもなったことから三河と尾張の2つの国に拠点を得ることになり、藤原氏が勢力を拡大し、これまでこれらの地を支配していた物部氏との勢力交替が起こった。

(3)中世(武家文化の重要拠点)

①鎌倉時代

鎌倉時代の東海道において京都から数えて26番目の宿駅である矢作宿は、矢作川をはさんで東西に位置し、宿泊施設や日用品を生産・販売する職人や商人の店が建ち並ぶなど、東西交通の要衝として大いに賑わいを見せていた。

藤原季範の娘、由良御前と源義朝の子で鎌倉幕府を開いた源頼朝は、全国支配の中で政治的・軍事的に重要視した三河国の守護・地頭には有力な御家人を任命した。三河守護に任じられた足利義氏の屋敷には4代将軍源頼経が宿泊し、その一族や家臣達の屋敷や額田郡公文所も矢作宿の辺りに並んでいたと考えられる。東国武士の三河進出はめざましく、源氏と三河国の武士の結びつきは強くなり、足利氏や家臣の一族が後の三河武士の源流となっていた。

三河では、鎌倉時代後期までは真福寺、滝山寺、高隆寺等の天台宗の勢力が強く、これが土壌となり建長8年(1256)、親鸞の弟子である顕智らが矢作薬師寺で浄土真宗を伝え、三河に広まっていた。また、足利氏が帰依した臨済宗は額田等三河山間部へ広まり、天恩寺等が建立された。

②室町時代

建武2年(1335)、矢作川の戦いで足利尊氏は、元弘3年(1333)に共に鎌倉幕府を攻め落とした後醍醐天皇による新田義貞の官軍と対峙した。足利方は矢作東宿に、官軍は矢作西宿に陣を張り、官軍の中州からの攻撃に足利方は敗退した。その後、勢力を盛り返した尊氏は各地で官軍を撃破し、室町幕府を開いた。後醍醐天皇は吉野に脱出し、南北朝時代が始まった。

この頃、三河守護には足利家執事であった高師直一族が任命されるも、足利氏内争により滅亡した。その後、三河守護は尊氏の信任厚い仁木氏が任命され、尊氏没後は大島氏が就き長く在任した。永和4年(1378)頃、足利一族の一色氏に交代し、範光以後4代60年にわたり三河を支配した。一色氏は南北朝の混乱の中で守護の権限を強め、渥美郡や下和田郷を幕府に従わず配下とし、三河国の支配を強化していった。将軍は、このような勢力を抑えるため奉公衆と呼ばれる直属の軍隊を持っていた。三河地域には約40家が存在し、足利一族に連なる者が多かった。

③戦国時代

応仁元年(1467)、將軍・管領家の後継ぎ問題に端を發し、天下を二分する応仁の乱が起こった。三河では、文明8年(1476)、三河守護代の東条氏が一色氏と戦って敗北した。その一色氏も三河守護の細川氏や三河国人領主の松平氏らとの戦いに敗れたため、松平氏が三河の支配力を強めていった。

一方、明大寺に屋敷城を築いた西郷稠頼は、享徳元年(1452)～康正元年(1455)に菅生川北岸の龍頭山(現岡崎城)に砦を築いた。稠頼の子とされる頼嗣は松平信光に屈服し、子の光重が岡崎を支配するようになった。享禄3年(1530)～4年(1531)には、家康公の祖父にあたる松平清康が明大寺の岡崎城から龍頭山の岡崎城に松平氏の本拠地を移した。西三河では、松平庶家が、信光より家督を相続した親長の他、岡崎の光重、安城の親忠、竹谷の守家、五井の忠景、形原の与副、長沢の親則等に分立した。その後、松平4代親忠、5代長親、6代信忠の時にも支配地に一族を配置し、松平の勢力を広げていった。

松平氏の歴代の家臣は「譜代」といわれ、近世においても重要な役割を果たした。中でも三河譜代といわれる家臣団は、広くは家康公の岡崎在城時代までに、狭くは清康の代までに服属した者を指し、後に四天王(酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政)、十六将と呼ばれる者もいた。これら三河譜代は幕府成立後も、譜代大名、旗本となり、幕府の政治の中核を担っていった。

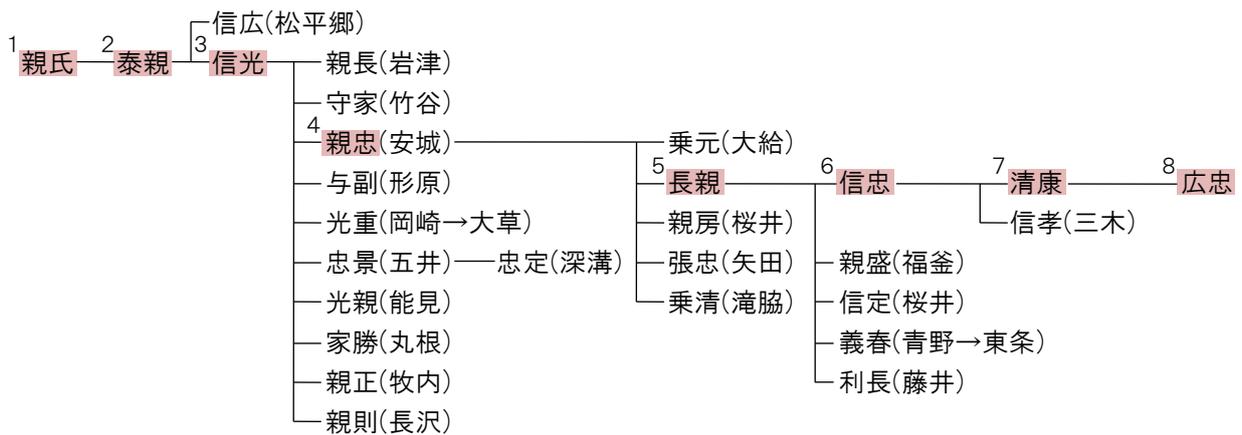


図 1-7 松平八代系図



図 1-8 四天王 (左から、酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政)

松平氏はその勢力拡大とともに各地に寺院を建立したため、市内には特に松平氏、徳川家が創建に関わった寺社が多く存在している。松平3代信光建立の萬松寺、信光明寺、妙心寺(現円福寺)、松平4代親忠建立の大樹寺(松平宗家の菩提寺)、伊賀八幡宮、松平7代清康建立の六所神社、龍海院、家康公建立の松應寺、随念寺等がある。

天文4年(1535)、「守山崩れ」により松平清康を失った松平一族では対立と分裂が起こり、天文

9年(1540)、尾張の織田信秀は三河への進出を本格化させた。このような状況の中、天文11年(1542)に岡崎城内で竹千代(家康公)が誕生した。

天文18年(1549)、8歳の竹千代は今川義元の命により人質として駿府に送られた。同年、松平広忠が殺害され、松平領国は義元の支配下に入った。岡崎城代には今川氏の有力な家臣が入り、約10年間、今川氏が西三河を支配した。一方、竹千代は14歳で元服して元信と名乗り、弘治3年(1557)、義元の姪にあたる瀬名姫(築山殿)をめとり、元康と改名した。



図1-9 家康公産湯の井戸

永禄3年(1560)、桶狭間の戦いで義元が織田信長の急襲を受けて戦死すると、元康は岡崎に逃げ帰り大樹寺に入り、今川勢が岡崎城から撤退すると帰城した。永禄4年(1561)、織田と和睦し西三河南部をほぼ自らの支配下とした。翌永禄5年(1562)、元康は清須城で信長と同盟を結び東三河への進出を始めた。永禄6年(1563)、元康は家康に改名し、今川氏からの完全自立を図った。

同年、15世紀後半の蓮如上人の布教により教団が成立し勢力を持った一向宗(真宗本願寺派)寺院の不入の権を、家康公の家臣が無視したことから、門徒(一家衆寺院の土呂本宗寺、三河三か寺の佐々木上宮寺、針崎勝鬘寺、野寺本證寺)が三河一向一揆を起こした。家臣の中にも信者がいた家康公は窮地に立ったが、翌7年(1564)に一揆を解体し、三河国統一を目指した。

(4)近世（岡崎藩の成立と幕府領による支配）

①安土桃山時代

天正18年(1590)の家康公関東移封後は豊臣重臣の田中吉政が岡崎城主となった。江戸時代初めに本多康重が任ぜられてからの城主は代々譜代大名が務め、本多家4代(前本多家)、水野家7代、松平家1代、さらに本多家6代(後本多家)の計19名が岡崎城主となり、279年間、岡崎を治めた。特に、田中吉政は、大土木事業により城下町の整備を行い、それを堀と土塁で囲む総構えとし、近世の大城郭の基礎を築いた。

②江戸時代前期

慶長6年(1601)に藩主となった本多康重を始め3代の城主は吉政による城下町整備を引き継ぎ、矢作橋や東海道の整備、町人たちの大規模な移住等を行った。伝馬制の制定と矢作橋の完成に伴い、菅生川の南側を通っていた東海道を城下へ引き入れた。東海道は変更が重ねられ、慶長14年(1609)以降、まちの防衛と街道筋の伸長のために曲がりくねり、「東海道岡崎城下二十七曲り」と呼ばれる街道となった。また「お城下まで舟が着く」と歌われたように、矢作川と菅生川(乙川)では舟が行き交い、東海道により物資・文化が往来して城下町・宿場町として繁栄した。こうした整備により岡崎城は家康公の生誕城として、5万石の石高に比しては大規模な城郭となった。

正保2年(1645)、岡崎藩主になった水野忠善は城下町整備を完成させた。総構え内の町人を移住させ侍屋敷を作り、東海道沿いには「岡崎城下町廻り」又は「岡崎宿廻り19か町」と呼ばれる19の町を設けて、その様子は明治維新まで変わることがなかった。

一方、本市には多数の寺社があり、徳川家先祖の菩提寺である大樹寺を始め、滝山寺、真福寺、甲山寺等、これらの多くは家康公等が与えた「朱印状」を持つ。こうした寺社は、家康公が将軍

になったことにより一層寺格や社格が高められ、幕府によって修理、援助を受けるという特別扱いを受けた。特に大樹寺は別格の扱いとなっている。さらに、徳川3代将軍家光は祖父家康公に対する畏敬の念が厚く、自らも滝山東照宮を建立するとともに、松平氏・徳川家ゆかりの寺社を大造営したため、近世前期の優れた建築物が多く残されている。

岡崎の藩領は、家康公による関ヶ原の戦いでの大名の手がら等の調査と大規模な領地替えの結果、額田、碧海、幡豆、加茂の4郡内に決められた。しかし、現在の市域には岡崎藩以外の領地も多数あった。奥殿藩(1万6千石)、西大平藩(1万石)がそれぞれの領地を支配し、松平氏・徳川家ゆかりの寺社も領地を持った。旗本領も多くあり、享保の改革を行った水野忠之(藩主時代 1699～1730)の時代である享保10年(1725)には、知行地を持つ旗本が、三河国内に86家、現在の岡崎市域内に14家いた。

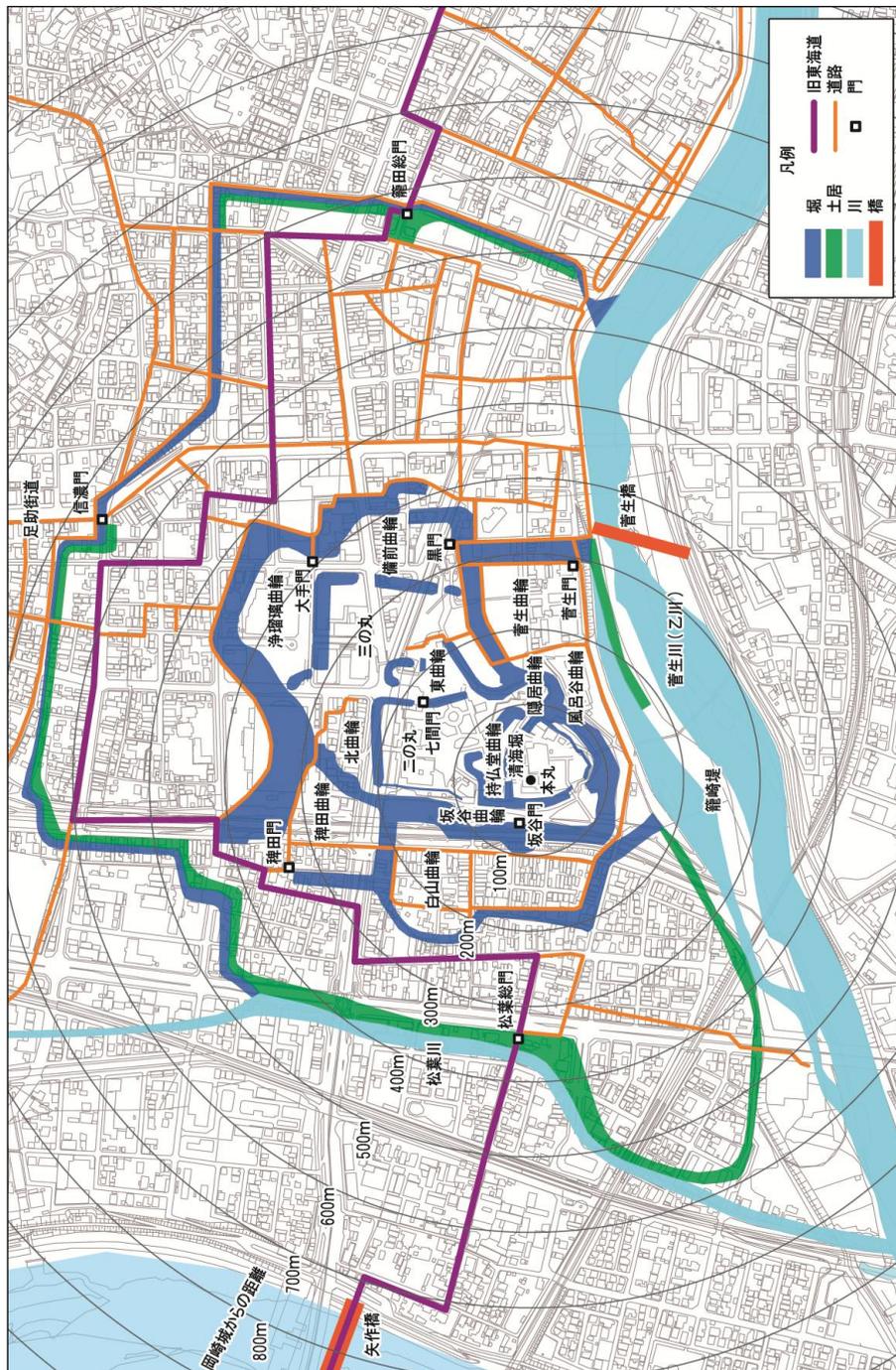


図1-10 岡崎城郭

③江戸時代中期・後期

西三河を北から南へ流れる矢作川は、大量の物資を安い費用で運ぶ最も有力な経済の道であり、城下を通る東海道は参勤交代等のための政治の道であった。このため、その中継地となる岡崎の産業は大いに発展していった。

城下町には、材木町(鍛冶屋、大工等の職人町)、魚町(魚問屋)、田町(塩、海産物等を扱う商人町)のように、その多くが職業と密接に関係する名称がつけられ、現在も残っている。近世を通じて城下町の中心となった町に、城の大手門近くに開かれた市場をもとに形成された連尺町がある。行商人の「背負子」が名称のもとといわれる連尺町は、酒、油、穀物等の日常品を扱う大きな商家が軒を連ねていたとされている。

江戸時代中期から後期になると、岡崎には石材加工、八丁味噌、綿作(三河木綿)等の代表的な産業が定着するとともに、旅籠屋、鍛冶屋、桶屋、荒物屋、指物屋、穀屋、煙草屋、大工、左官、道具屋、茶屋など様々な商売を営む者があふれ、まちが大きくなっていった。石工たちは城郭整備等が一段落すると、岡崎の良質な花崗石を用いて鳥居や燈籠等の石材加工を行った。戦国時代に携行食として重宝された味噌は、生産地の八町村(八丁町)から八丁味噌という名が付き、周辺で産出される良質な大豆と矢作川の伏流水が得られ、矢作川の舟運により原料や製品が運搬され、全国に広まった。矢作川の洪水による土砂が積もった畑は、綿作に切り替えられ全国有数の産地となり、三河木綿として名が定着した。また、三河花火は、稲富流火術が持ち込まれ煙火師が多く育ち、豊作を願う農民が取り入れ、祭礼の花火として打ち上げられて発展した。

また、こうした農業や商工業が飛躍的に発展することで、まちには賑わいが増し、菅江真澄(文人)、鶴田卓池(俳人)、月僊(画家)等の文化人が集まり、様々な文化が花開いていった。

しかし、14代将軍徳川家茂の死後、15代将軍となった慶喜は慶応3年(1867)に大政奉還した。翌4年(1868)、旧幕府軍と倒幕軍による戊辰戦争が始まった。岡崎藩は、幕府支持の態度をとりつつも、内部には旧幕府軍(旧幕府派)と倒幕軍(朝廷派)のそれぞれ支持する意見があった。藩主忠民により藩意は朝廷派で統一されたが、旧幕府派の藩士が脱落し両派に分かれて戦うことになった。明治2年(1869)、1年5か月続いた戊辰戦争が終わり、新しい時代が始まることとなる。



図1-11 石屋町界隈(昭和14年(1939))



図1-12 三河花火工場(大正期)



図1-13 八丁味噌 カクキュー合資会社(大正期)



図1-14 瞽者図(月僊)

(5)近代（都市岡崎の成立）

①明治時代

明治4年(1871)7月、明治政府による^{はいはん}廃藩置^{ちけん}県により、岡崎藩は岡崎県となった。同年(1871)11月には三河各県と尾張知多郡が統合されて額田県となり、県庁が旧岡崎城内に置かれた。しかし、明治5年(1872)11月には愛知県に統合され、額田県は1年ほどで廃止された。

明治維新が進むと新しい時代には不用とされた城郭が明治6年(1873)～7年(1874)にかけて取り壊された。岡崎城跡は、明治8年(1875)、日本丸城跡が城址公園として残されることになり、大正8年(1919)以降は、旧二の丸跡地を含めた一帯が公園として整備され、現在の岡崎公園となった。

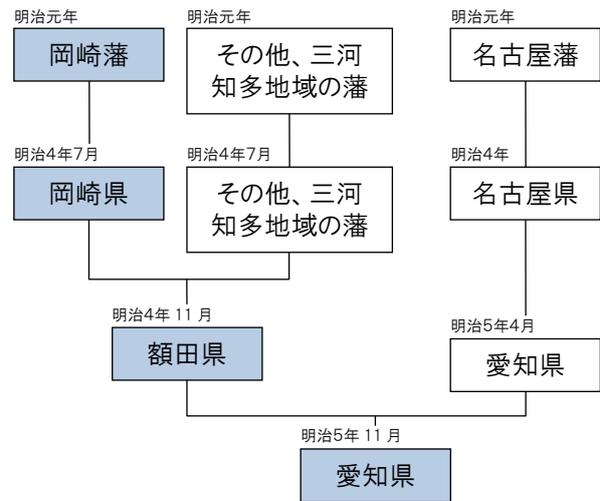


図1-15 額田県の成立と廃止

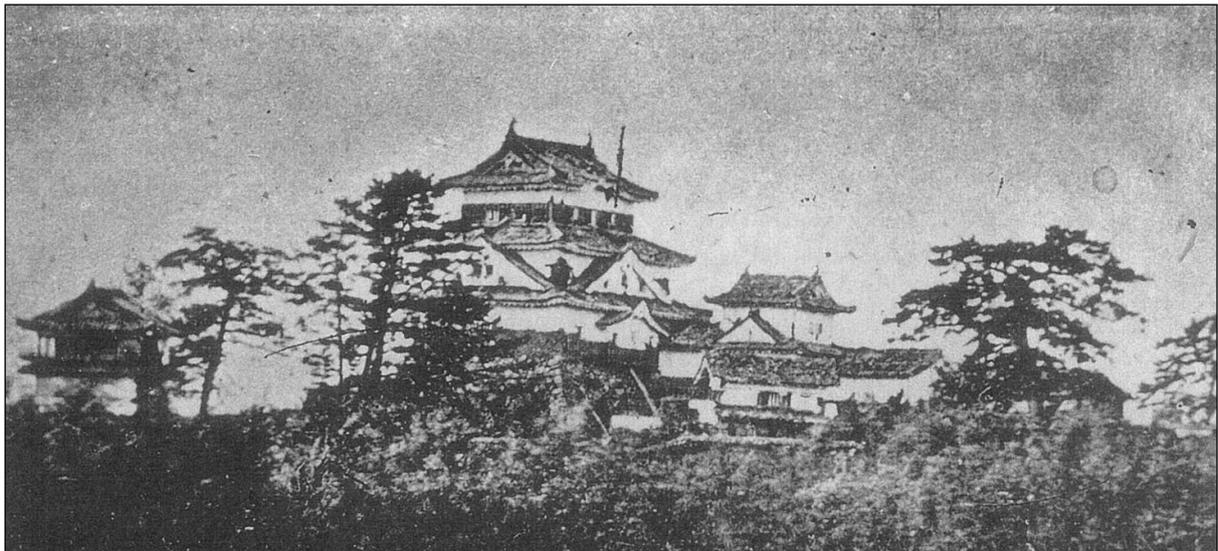


図1-16 旧岡崎城天守(明治5年(1872)、南東方向より)

江戸時代から綿の生産地として有名であった岡崎では、明治時代になって発明された水車等を動力とする「ガラ紡」という紡績機が、この地域の流れの速い川で利用できたため普及した。それと並行して明治政府が殖産興業の政策として、「官宮愛知紡績所」(現大平町)を設置したことから紡績業が発達し、繊維の町となった。

一方、明治21年(1888)には東海道本線岡崎駅が開業し、岡崎の物資が鉄道を利用して運ばれるようになり、市内の産業は一層発展した。明治31年(1898)、岡崎駅と市街地を結ぶ岡崎馬車鉄道が開通し、同44年(1911)には、岡崎・西尾方面への重要な交通機関となる西三軌道株式会社が開業した。

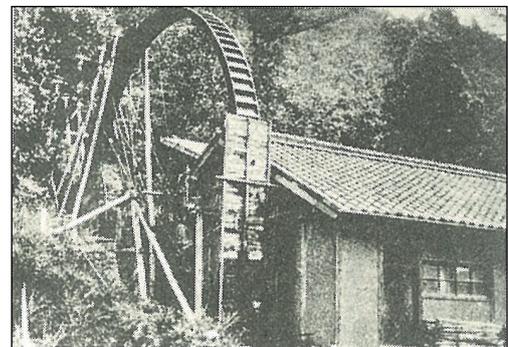


図1-17 ガラ紡水車

②大正・昭和時代(戦前)

大正5年(1916)7月1日、岡崎町は岡崎市となり、愛知県では名古屋、豊橋に次いで3番目、全国では67番目の市制施行となった。当時の市域面積は19.68平方キロメートル、人口は37,639人であった。

大正末期、愛知電気鉄道(後の名古屋鉄道)の開通や岡崎電気軌道(路面電車)の軌道延長など公共交通が充実するとともに、これまで成長を見せていた紡績業(ガラ紡)から製糸業への転換、農村部から都市部への人口流入等により、康生町を中心とする町では西洋風の建物が並び、近代的な公園や病院が整備されて様相が大きく変化した。また自動車が普及し始めたことから道路網の整備が進められ、曲がり角が多く不便な道路であった国道1号は、昭和8年(1933)に幅員21.6メートルの幹線道路に変わるなど、社会基盤が整っていった。

昭和16年(1941)、日本のハワイ真珠湾攻撃により始まった太平洋戦争は、昭和18年(1943)を境に戦況が悪化し、昭和20年(1945)7月19日から20日にかけて行われたアメリカ軍のB29爆撃機による焼夷弾を中心とした12,000発以上の爆撃は、連尺町、康生町等の市中心部の近世以来続いた城下町を一瞬にして焦土とした。



図1-18 岡崎市内線



図1-19 焦土と化した岡崎市街

(6)現代(都市岡崎の発展)

①昭和時代(戦後)

昭和21年(1946)9月、本市は、名古屋市、豊橋市、一宮市とともに戦災都市として国の指定を受け、戦災復興事業を進めることとなった。

主に、狭く曲がりくねった城下町時代の町割りを近代的なものにするために、土地区画整理事業が進められた。碁盤目状の道路網整備や籠田公園を含む7つの公園の整備、拡張が昭和32年(1958)に完了し、現在の本市における中心市街地の原型を形作った。

昭和30年(1955)、町村合併促進法を受けて、岡崎市は矢作町及び額田郡2町6村(岩津町、福岡町、本宿村、山中村、藤川村、籠谷村、河合村、常磐村)を編入し、昭和37年(1962)には六ツ美町を編入した。これらの合併により市域面積を合併前の約4倍の226.97平方キロメートル、人口を約1.8倍の185,959人に増大させた。

②平成時代

高度経済成長期の中で、自然と産業と市民生活の調和のとれた都市づくりを目指し、各種都市基盤の整備を進めてきた本市は、平成15年(2003)4月1日に全国で31番目に中核市に移行した。

平成18年1月1日、岡崎市は額田町と合併し、面積387.24平方キロメートル(令和4年(2022)現在は387.20平方キロメートル)、人口367,518人、世帯数138,137世帯の新しい岡崎市が誕生した。

1-5.文化財（令和5年(2023)2月末現在）

本市は、地方の一都市としては稀な歴史的建造物に恵まれた土地で、歴史や文化の層の厚さを感じさせる。政権の置かれなかった地方の一都市において中世の建築遺構が残ることの少ない中で、本市には中世の建造物で国の文化財に指定されているものが8件8棟もあり、近世初期の建造物で国指定文化財になっているものは4件15棟に及んでいる。

また、市内には国指定文化財が、有形文化財26件、史跡3件、天然記念物1件の計30件所在している。

県指定文化財は、有形文化財34件、有形民俗文化財2件、無形民俗文化財2件、史跡3件、天然記念物6件の計47件所在している。

市指定文化財は、有形文化財187件、有形民俗文化財7件、無形民俗文化財6件、史跡24件、天然記念物27件の計251件所在している。

その他、国登録有形文化財(建造物)20件が所在している。

表1-1 岡崎市の指定文化財等の件数

(件)

区分	有形文化財							有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍 古文書	考古資料	歴史資料					
国指定	13	6	3	3	1	0	0	0	0	3	1	30
県指定	2	8	10	11	1	2	0	2	2	3	6	47
市指定	16	57	47	40	21	2	4	7	6	24	27	251
合計	31	71	60	54	23	4	4	9	8	30	34	328
国登録	20	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	20



第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致

2-1.家康公生誕の地にみる歴史的風致

徳川家康公の生誕地である本市では、ゆかりの社寺やその周辺市街地を舞台に、年中行事や様々な顕彰活動が継承され、郷土への愛情や誇りの源泉となる歴史的風致が形成されている。

家康公顕彰の始まりは、祖父・家康公への崇敬が特に厚かった家光が江戸幕府3代将軍になり、「寛永の大造営」といわれる大規模な造営工事を行った際、先祖の地である岡崎においても関連寺社の一連の造営を行ったことに端を発する。

現在まで続く家康公の遺徳を偲ぶ顕彰活動の代表として、毎年4月上旬の桜まつりの期間中に「家康行列」が行われている。もとは江戸時代に後本多家藩祖本多忠勝を祀る映世神社(現龍城神社)の例祭として、戦法を鍛錬した行軍儀式が起源とされる。戦にゆかりが深い伊賀八幡宮での出陣式から始まり、中心市街地を練り歩く絢爛豪華な時代絵巻は、岡崎の春の風物詩となり、旧城下町、門前町のまちなみを背景に往時の風情が感じられる一幕となっている。

また、3代将軍家光が大樹寺の伽藍を配置、造営する際、神君生誕の地を望めるようにとの想いから誕生した岡崎城天守までの眺望は、家康公への顕彰を空間的に体現する全国的にも珍しい歴史的眺望である。明治維新後に岡崎城が取り壊されると、この総門越しに見る岡崎城天守への眺望も存在しなくなりましたが、市民からの強い要望と厚い寄附を受けて天守が再建され、この江戸寛永期から続く歴史的眺望も本来の姿を取り戻し、市民の郷土への愛情と誇りによって今日まで保全されてきた。

その他にも、家康公生誕の地である本市では、家康公の遺徳を偲ぶ伝統行事が古くから継承され、その偉業を称える顕彰の意識は現在も市民の心の内に脈々と受け継がれ、「家康公のふるさと岡崎」の風格へとつながっている。



図2-1 岡崎城天守(景観重要建造物)



図2-2 家康行列

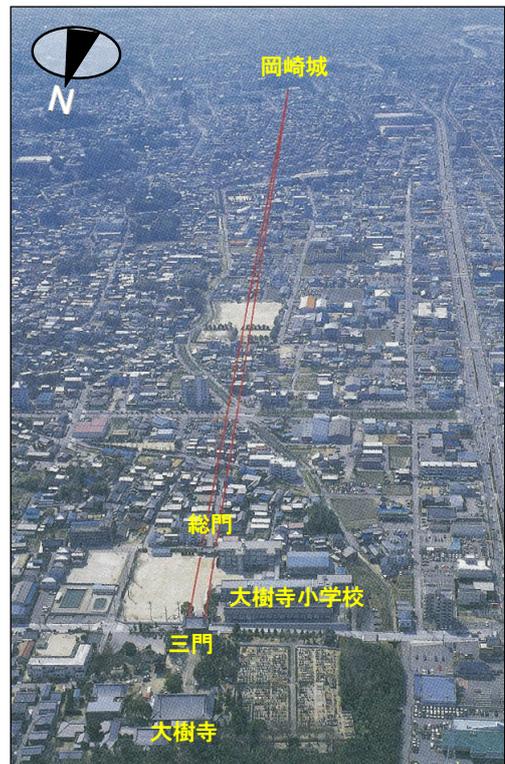


図2-3 大樹寺から岡崎城までの市街地

2-2. 東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致

旧東海道を舞台に各地に根付いた秋葉信仰や祭礼等の伝統行事が、松並木や常夜燈、一里塚、そして歴史的な風情が残るまちなみなど当時の面影を残す市街地と一体となった歴史的風致が形成されている。

東海道は岡崎の中心部を含み延長約20キロメートルで市域を南東から北西に貫いている。古代より交通の要衝として、人、物、情報や文化の交流が活発に行われてきた。

江戸時代には街道を通じて様々な民間信仰がもたらされ、三河地域においては秋葉山(浜松市)の秋葉信仰が盛んになり、街道沿いの町や村の中心及び街道の三叉路等に建立された花崗岩製の秋葉山常夜燈が数多く現存している。毎年、町内会等の組織を通じて秋葉山の御札を代参により求め、家内で御札を祀る風習が広がっている。各町の常夜燈や火渡りをする総寺院秋葉堂等では、1年間の地域の防火と息災を祈る秋葉祭が行われている。

また、人々の往来の多い東海道沿いには、古くから集落ができ、社寺が建ち、祭礼が行われてきた。東海道東の本宿神明社の祇園祭と西の矢作神社の祭礼では、神輿や華麗な彫刻で飾られた山車が巡行し、津島神社の天王祭りは夏病み防止と虫送りを願う竿燈行列が町中を巡る。三河地方に特徴的な田遊びの歌詞に由来する山中八幡宮のデンデンガッサリは、正月3日に太鼓と大鏡餅により五穀豊穡を祈る。江戸時代の東海道37番目の宿場町・藤川宿にある称名寺と十王堂、中世の宿駅地名が残る岡町、大平一里塚のある大平町では、集落の子ども達と街道を行き交う人々を見守る地蔵に感謝する地蔵まつりが続けられている。

そして東海道沿いに旅人を守るために植えられた松並木は、地域の人々に大切に手入れされ、藤川宿のまちなみも、「藤川まちづくり協議会」を始めとした地元住民が保全・活用に取り組むなど、当時の面影を残す東海道を舞台に歴史と伝統を今に伝えている。



図2-4 秋葉山常夜燈(籠田町)



図2-5 総寺院の秋葉山大祭 火渡り



図2-6 本宿神明社祇園祭 お立宮前の神事



図2-7 矢作神社祭礼山車巡行



図2-8 津島神社の竿燈行列の巡行



図2-9 デンデンガッサリ 稲刈り



図2-10 大平西町の地蔵堂と常夜燈

2-3. 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致

青木川流域の山間部の入口に位置する滝地区の滝山寺を舞台に、源頼朝の祈願に始まると伝わる鬼祭りが、周辺の山並みや河川と一体となった歴史的風致が形成されている。

滝山寺鬼祭りは、旧暦正月7日に行われ、五穀豊穡を祈る寺院の正月行事である修正会と、大晦日の夜に悪鬼を払う宮中行事である追儺式が変化した鬼祭り、火祭りが一体となった行事とされる。正保4年(1647)、3代将軍家光から滝山寺青龍院の僧亮盛が天下泰平祈願を命じられ、徳川幕府の行事として盛大に行われるようになった。明治6年(1873)に休止となったが、青木川周辺で普及したガラ紡の経済的繁栄が原動力となり、明治21年(1888)に滝村により再開された。現在も、松明等の準備から当日の祭礼、片付けまでを滝町地域住民による「滝山寺鬼まつり保存会」が執り行っている。

鬼祭りの主役である鬼面をかぶる冠面者は厄年の男性から選ばれる。冠面者は、厄落としのために7日間精進し、寺の草創伝説で役小角が薬師如来を得た「三界の滝」と呼ばれる滝壺で汲んだ水で風呂を沸かし、最後の潔斎をする。

祭り当日は、幕府将軍の使者の到着を表す行列が滝山寺三門より本坊へ出立する。冠面者、住職、寺周辺の十二谷からの代表者である十二人衆等が、「瀧山寺鬼祭りの唄」を歌いほら貝の音を谷間に響かせながら、旧街道のまちなみや山峡の青木川沿いを進んでいく。川音の間こえる本坊では、十二人衆が祭り専用の献立で供される精進料理の饗応を受け、本堂へと登山する。

滝山寺本堂、滝山東照宮、日吉山王社はひとつの境内に配置されており、中近世の神仏習合の様相と各建物が一体となった景観が祭りの舞台となる。仏前法要、鬼塚供養、庭祭り(田遊び)の後、火祭りが行われる。滝山寺境内の本堂に松明30数本を持ち込み、半鐘、双盤、太鼓を乱打し、ほら貝が吹き鳴らされる中で祖父面・祖母面・孫面の3匹の鬼が乱舞する。はじけ飛ぶ火の粉、鳴り響く音、炎の熱気に包まれ、祭りは最高潮を迎える。祭りが終了すると、見学者が堂内へと一斉に上がり、松明の燃えさしを家内安全の縁起物として持ち帰る。

滝地区ではこの鬼祭りを地域全体で支えており、天下泰平・五穀豊穡を祈り、三河路に春を告げるといわれる岡崎を代表する祭りとなっている。



図 2-11 青木川 三界の滝



図 2-12 滝山寺、日吉山王社、滝山東照宮



図 2-13 滝山寺鬼祭り(火祭り)

2-4.岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致

岡崎城下であった市街地を舞台に、形を変えながらも受け継がれてきた、菅生祭、岡崎天満宮例大祭、能見神明宮大祭の三大祭りに、伝統や往時の賑わいを見て感じることで歴史的風致が形成されている。

江戸時代の岡崎は、歴代譜代大名の城下町であると同時に、東海道五十三次の38番目の宿場町であり、岡崎宿は本陣・脇本陣数及び旅籠屋数で3番目に位置し、東海道往来の重要な拠点の一つとして大きな役割を果たすとともに大いに賑わった。

城下では、産土神や氏神の神事や祭礼に合わせて華やかな祭りが行われ、次第に氏子が主役となって参加する形が生まれ、内容も創作性に富み地域生活に根ざしたものになっていった。

菅生祭は、菅生神社で行われた厄災の除去を祈願した祭礼が始まりで、当初は葦で作った8束の「疫柄」に疫神を負わせて流す厄病退散の厳粛な神事が中心であった。その後、菅生川(乙川)に提灯を付けた銚船ほこふねが出され、管弦を奏し、船中から金魚花火や手筒花火が奉納されるようになり、壮麗で賑やかな祭りに変化した。各町の氏子衆が長持ちを担ぎ行う練り込み行列や、岡崎の名物である花火大会には、近郷近在から多くの見物客が集まる夏の風物詩となっている。

岡崎天満宮例大祭は、元は東海道岡崎宿の伝馬町を中心に行われた祭礼で、氏子は城下の大半を占め祭礼は盛大であった。氏子の一部の町では、現在でも社寺の門前や旧東海道など古くからの道筋を舞台に長持ち唄を歌いながら天満宮まで練り込み行列を行っており、天満宮の歴史的な建造物を背景に奉納花火が打ち上げられる様は、城下町としての歴史や伝統が感じられ、往時の風情をしのぶことができる。

能見神明宮大祭は、少なくとも江戸時代中期には始まったと言われ、「御神輿渡御」と「山車の曳き廻し」が重要な大行事である。「御神輿渡御」は、当初からほとんど変わることなく現代に引き継がれ、先獅子と呼ばれる金色の獅子を先頭に進む数百メートルの行列は、まさに平安絵巻と呼ぶにふさわしいものである。また、神明宮の氏子には現在8台の山車があり、各町の特徴を表した法被や独自のお囃子を奏でながら氏子町内を曳き廻され、日没後、全ての山車の提灯が一斉に点灯される「山車宮入り」で最高潮に達する。

このように、江戸時代から連綿と行われてきた祭りの華やかさは、歴史や伝統を反映した人々の心意気を今に伝えるものであり、岡崎城下として栄えた往時の賑わいを彷彿とさせる。



図 2-14 岡崎城天守を背景に菅生川(乙川)に浮かぶ銚船と打ち上げ花火



図 2-15 岡崎天満宮の境内



図 2-16 能見神明宮の奉納の舞

2-5.郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致

黒壁の蔵並みが続く八帖地区を舞台に、郷土の味であり、全国的にも名高い八丁味噌を、伝統製法により製造する地場産業の営みが調和する歴史的風致が形成されている。

八丁味噌は、17世紀の江戸時代初期から、旧東海道を挟んで立地する2軒の老舗が300年以上続く昔ながらの伝統製法により製造する豆味噌で、現在に至るまで岡崎を代表する地場産業及び名産として全国的にも名高い。両家は「カクキュー」、「まるや」の屋号で現在も八丁味噌の製造を続けており、八町村(現八丁町)に立地したことから、「八丁味噌」という名がついたとされる。

八丁味噌がこの地で産業として発展したのは、原料の調達、醸造の環境、製品の運搬の面で、味噌造りにとって最適な場所であったことが大きい。この地は、南北の矢作川の舟運と東西の旧東海道が交わる水陸交通の要衝であり、江戸時代には矢作川に土場(船着場)、岡崎宿に塩座(塩の専売)が置かれたことから、原料となる大豆や塩を入手しやすく、さらに矢作川の伏流水という良質な湧水や温暖な気候風土など、味噌造りにとって三拍子揃った立地条件であった。

大豆そのものを麴化し塩と水だけを加えて熟成させる八丁味噌は、一般の味噌に比べて水分が少ないことから保存性が良く、携帯するのに便利であったため、戦国時代には三河武士の兵糧として重用されていた。その後、徳川家康公の関東移封を機に、三河譜代の大名や旗本、そして参勤交代やお伊勢参りといった旧東海道を行き交う人々を通じて、広く全国に知られ、多くの人々に親しまれるようになった。

また全国の中でも東海三県で常食とされてきた豆味噌の中でも、八丁味噌が天下に名声を博したのは、「摺ってよし、摺らず猶よし、生でよし、煮れば極よし、焼いて又よし」とされるその香りと味の良さによる。料理用途が広く、艶のある濃い赤褐色の色沢は田楽のたれに最適であり、焼き味噌にも煮味噌にも合い、味噌汁でもよく食される。

このように、古くから三河武士を始め、農民、町人たちに親しまれ、今日まで様々な料理で日々の食卓を彩ってきた八丁味噌は、市民になくってはならない郷土の味であり、まちを歩くとほのかに漂う味噌の香りとともに、歴史に裏付けされた蔵造りのまちなみ景観が風情を漂わせている。



図2-17 カクキュー本社事務所



図2-18 まるや事務所



図2-19 石積み



図2-20 味噌田楽

2-6.六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致

市南部の六ツ美地区は、矢作川左岸の平野部に広がる田園地帯に社寺が点在し、その周辺に集落が形成された風景を背景に、農作業や「御田扇祭り」「悠紀齋田お田植えまつり」を行う人々の営みが調和する歴史的風致が形成されている。

六ツ美地区は、原始より矢作川の氾濫原にあたり、肥沃な土地として農業が盛んであったが、人々の暮らしは洪水との戦いであった。そこで耕地への導水のため慶長8年(1603)に占部用水を、昭和33年(1958)には高橋用水を引き、明治33年(1900)から大正4年(1915)にかけて耕地整理事業を行い、六ツ美地区の収穫高は向上した。肥沃な耕地と灌漑技術の発展などを背景に、この地域特有の農耕に関係する祭礼行事や稲作儀礼をみることができる。

御田扇祭りは、江戸時代に岡崎藩が農民を支配した手永制度のもと、6手永内で旧暦6月に御輿渡御と御田扇が巡行し五穀豊穡を祈る祭りである。虫送りや伊勢御師の活動と結びついた他に類をみない民俗行事となっている。現在も神輿を送る渡御行列を継承している堤通手永20町と山方手永13町では、毎年7月に1年に1町ずつ町から町へ渡御行列が巡行する。送る町、迎える町の神社での神事と、町境での受け渡し式が行われ、行列の最中には藩、町、人の繁栄を願う祝歌が歌われる。山並みを背景に、大屋根の社寺を中心にした集落が点在し、青々とした稲の繁る田園地帯を、幟や紅白の扇、花傘を持った人々が町から町へと練り歩く様には、その年の豊作を願う人々の思いが表れている。

大正4年(1915)の大正天皇即位の大嘗祭では、悠紀齋田に耕地整理が完了していた六ツ美村中島の田が選ばれた。大嘗祭の終了後も、齋田奉耕者やその子孫、村民有志等によって齋田地は大切に保存された。これを記念した「お田植えまつり」も続けられ、昭和47年(1972)に設立された「六ツ美悠紀齋田保存会」が継承している。毎年6月第1日曜日に、事前の祈願祭が八幡社で行われ、齋田広場では、地元の小学生や女性達が早乙女となり田植唄を歌いながら踊り、昔ながらの装束・農具を使って苗を植え、その年の豊作を祈願する。

江戸時代以降、先進的な農業地域として発展してきた六ツ美地区は、現在、宅地化が進みつつも稲作儀礼の伝承に地域をあげて取り組んでいる。地区特有の歴史・文化を次世代に伝えていこうと努力している姿は、地域に根差した新しいコミュニティ作りの姿でもあり、祭りを受け継ぐことを通じて地域がまとまりをもち、さらには活性化へとつなげていこうとする団結力を感じることができる。



図2-21 堤通手永御田扇祭りの渡御行列風景
(平成24年(2012) 中之郷町から上青野町)



図2-22 大正宮



図2-23 お田植えの風景

2-7.額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

市東部の額田地区の山間部に広がる男川流域の社寺や集落を舞台に、自然条件に適応した個性ある民俗行事などを行う人々の営みが調和する歴史的風致が形成されている。

三河高原の西端に位置する額田地区は、急峻な山林の間に山里が営まれ、山間部に通じる街道により、岡崎市街、信州等と関わりながら特有の文化を育んできた。北部の乙川水系は花崗岩帯で耕地が得やすく、南部の男川水系は領家変成岩類帯でV字谷の斜面を棚田としてきた。中世には足利氏一族、戦国時代には奥平氏一族が支配し、江戸時代には約50か村に分かれ、幕府領、大名領、旗本領、寺社領が入り組んでいた。

千万町の神楽は、春祭りに豊作と悪魔祓いの願いを込めて嫁(娘)獅子神楽を奉納する。須賀神社の祭礼山車と祭りばやしでは4台の山車が巡行する。夏山八幡宮の火祭りは、神火からの燃え木で参拝者を追い息災を祈る勇壮な火祭りである。宮崎神社「オトウの神事」(オトウダイコン)では200本以上の大根の味噌煮の準備と神迎えを、石座神社の「神迎え神事」(アマザケトウ)では神饌の甘酒等の準備や供献を、クジで選出した当(頭)屋が行う祭祀である。大代町と雨山町では田畑仕事開始の2月8日のコト八日行事として、子どもが集落境まで悪霊を憑依させた人形を送る「オカタ送り」が行われている。また、江戸時代より獣害から耕地を守る猪垣が築かれ、万足平の猪垣では、「万足平を考える会」の地域住民が保存・普及を図っている。

このように、歴史的、経済的な成り立ちから、様々な組織の強い結びつきが形成され、地域の紐帯の中心となる社寺や集落を舞台に、個性あふれる民俗行事、伝承文化が歴史的風致を織りなしている。



図2-24 千万町の神楽
若宮社での神楽奉納(ホラの舞)



図2-25 須賀神社から神明宮へ祭礼山車の巡行



図2-26 夏山の火祭り ソダ山の点火



図2-27 オトウダイコンの準備



図2-28 大代町のオカタ送り



図2-29 「万足平の猪垣」の石積み作業

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

3-1.歴史的風致の維持向上に関する課題

(1)歴史文化の認知に関する課題

- 歴史文化資産の掘り起こしや調査研究の充実
- 身近な歴史文化資産の価値づけ
- わかりやすく親しみの持てる歴史文化の情報発信

(2)歴史や伝統を反映した活動に関する課題

- 祭礼等の伝統行事や活動の維持・継承の支援
- 祭礼等の伝統行事や活動を支える団体等の人材・後継者の育成

(3)歴史的建造物に関する課題

- 指定文化財等以外の歴史的建造物の調査や価値づけ
- 歴史的建造物の維持管理の負担軽減
- 積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等

(4)歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

- 景観阻害要素の除去
- 周辺建造物の修景によるまちなみ景観の維持・再生
- 無電柱化や道路美装化によるまちなみ景観の整備
- 優れた眺望景観の保全

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

- 歴史文化資産のネットワークの構築
- まちなかの回遊性の向上
- サイン・案内板の整備・充実
- 観光客の受入環境整備の促進

3-2.上位計画及び関連計画との関係性

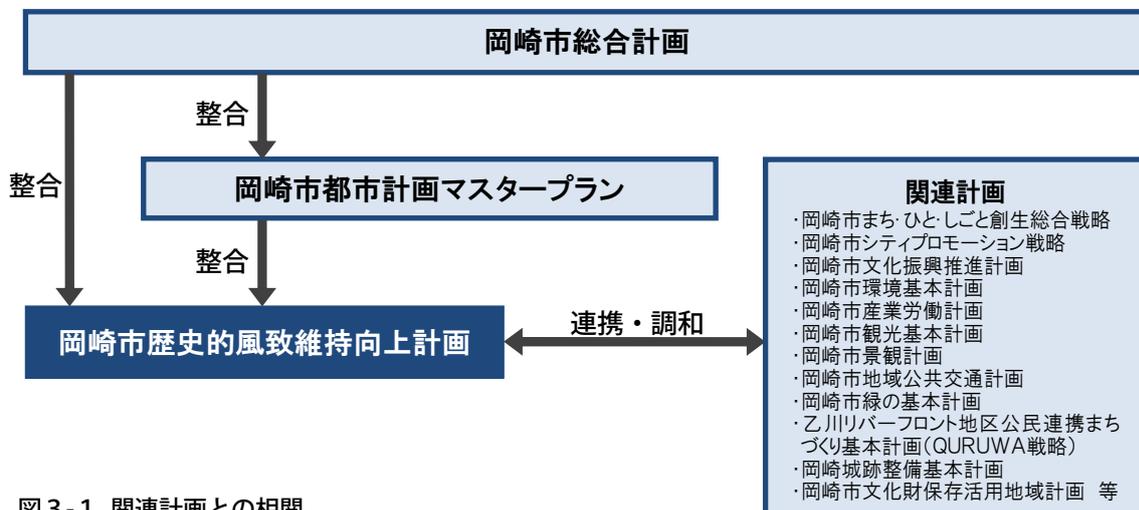


図3-1 関連計画との相関

3-3.歴史的風致の維持向上に関する基本方針

(1)基本理念

岡崎の歴史は、古くは旧石器時代にはじまり、令和の時代へと続いている。

そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、平成27年(2015)には、徳川家康公薨去400年、翌平成28年(2016)には、市制施行100周年を迎えた。岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

未来へつむぐ 歴史まちづくり

(2)歴史的風致の維持向上に関する方針

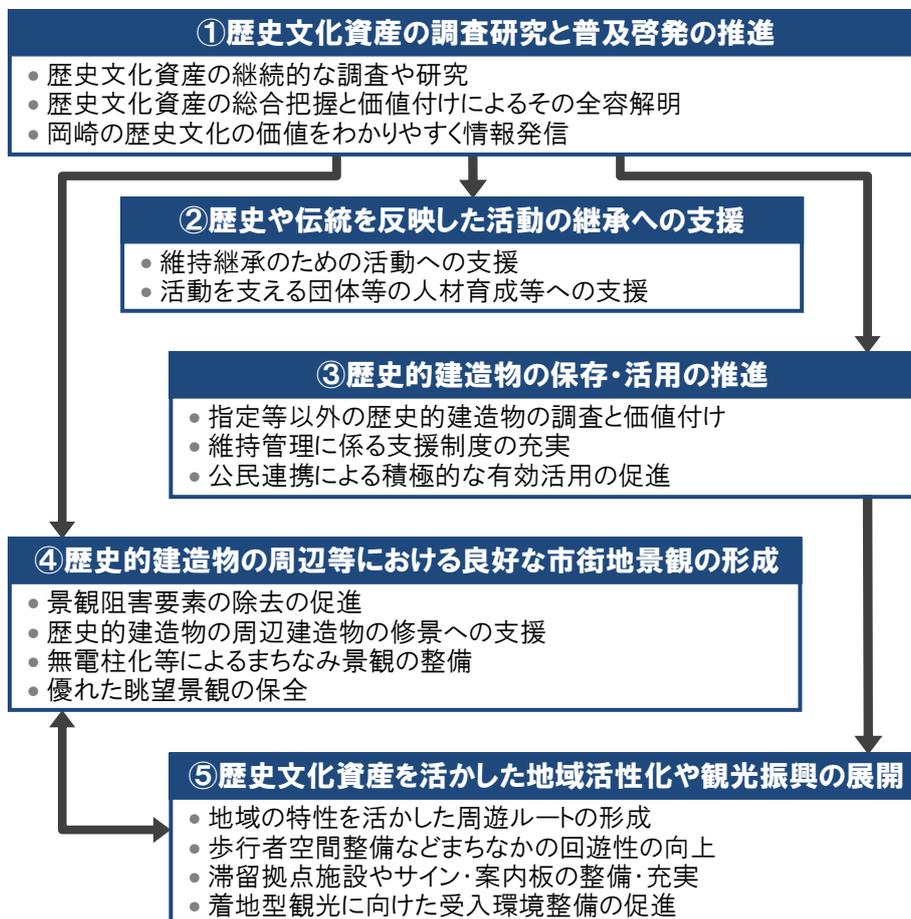


図3-2 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

第4章 重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第2章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

このため、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえ、「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの社寺周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として設定する。また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「滝山寺地区」として設定する。

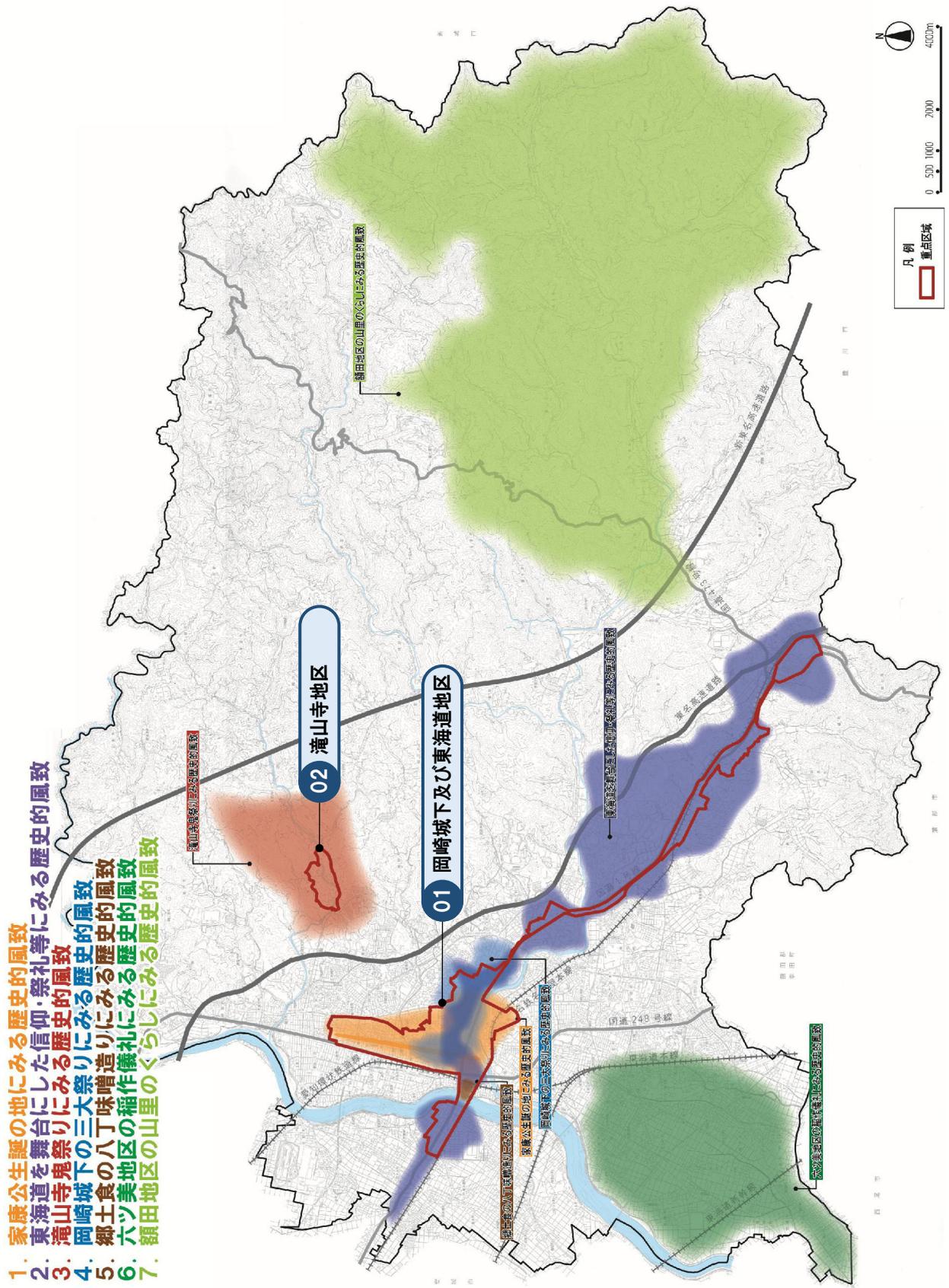


図 4-1 歴史的風致の範囲と重点区域の関係

4-2.重点区域の位置及び区域

重点区域の位置は、本計画の事業を効果的に推進し、これまで岡崎の良好な景観の形成を図るために行われてきた岡崎市景観計画、水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づく規制等や史跡岡崎城跡整備基本計画を始めとする文化財関係の諸計画との連携を図り設定する。

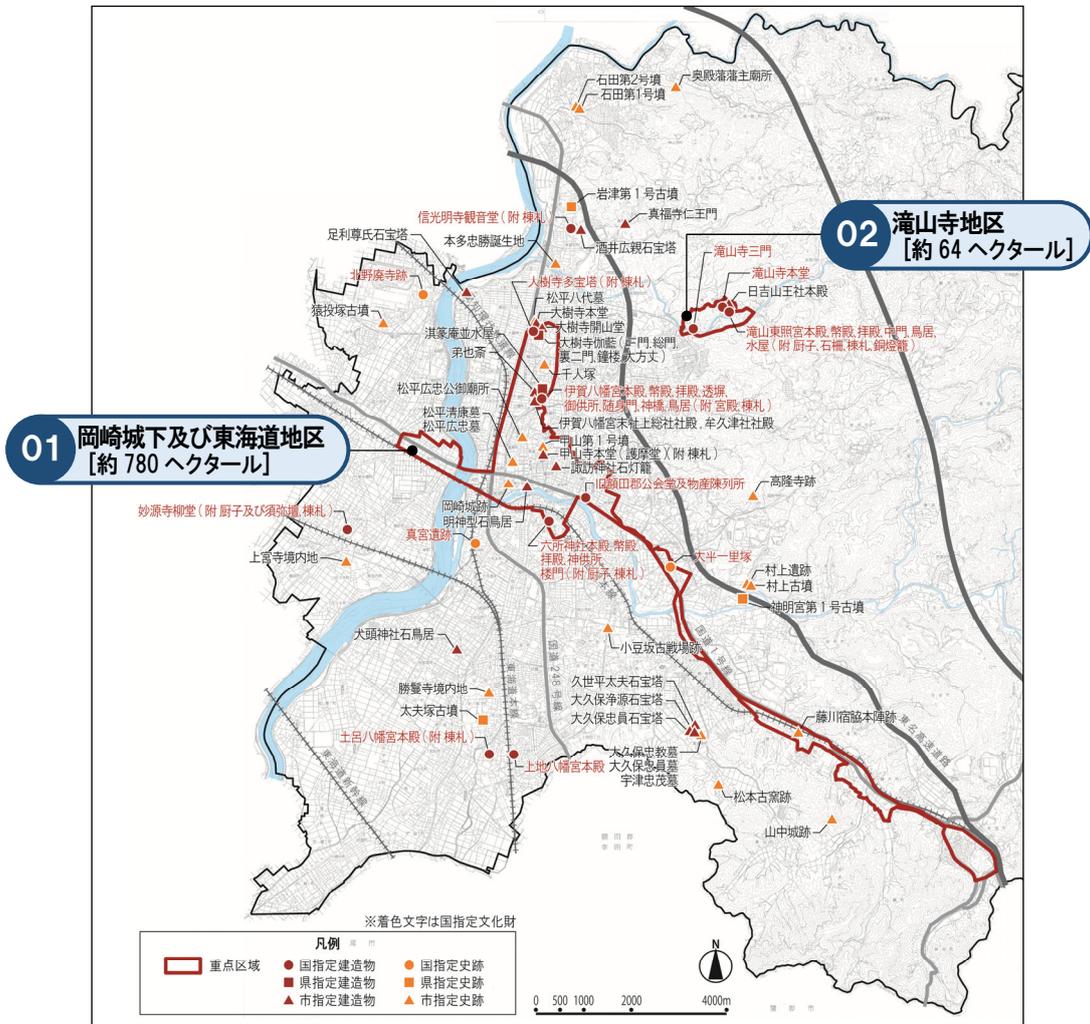


図4-2 重点区域の位置

4-3.重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果

重点区域内において、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致を維持向上にだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りが生まれ、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

そして、それらが重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携

5-1.重点区域における都市計画との連携（都市計画法）

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、「岡崎城下及び東海道地区」は、一部の市街化調整区域を除いて、ほぼ全域が市街化区域に指定されている。一方、「滝山寺地区」は、全てが市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

5-2.重点区域における景観計画の活用（景観法）

本市では、平成24年(2012)に「岡崎市景観計画」を策定し、景観法の諸制度を活用して良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めている。

歴史的風致維持向上計画の重点区域と景観計画の景観形成重点地区を重ね、両計画を相乗効果的に関連づけることで、行為の届出を機会に、きめ細かな協議を行い、建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

5-3.重点区域における屋外広告物の規制（屋外広告物法）

本市では、平成14年(2002)に「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して屋外広告物の規制誘導を行っている。

今後においても、重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。

5-4.重点区域における市独自条例の運用（岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例）

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与する建造物若しくは樹木、又はこれらと一体となって良好な景観の形成に寄与する土地その他の物件であり、規則で定める基準を満たしたものとして登録された「景観資産」のうちから、「ふるさと景観資産」を選定している。

また、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画を定めることができ、「大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域」が定められている。

今後においても、本市の独自条例による取組みについては継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

6-1.文化財の保存・活用の現況と今後

- 未指定の文化財は、調査により価値が認められたものについては、順次、市の指定又は国の登録制度を活用し、適切に保存するよう検討していく。
- 文化財保護行政のマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定する。

6-2.文化財の修理（整備）

- 現状把握に努め、破損等が発覚した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。
- 重要な文化財の整備は、調査を実施した上で、史実に基づいた整備を行う。

6-3.文化財の保存・活用に向けた施設

- 文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設ける。

6-4.文化財の周辺環境の保全

- 文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。
- 文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進する。

6-5.文化財の防災・防犯

- 地域防災計画に基づいた環境整備とともに、自動火災報知設備の設置、消防車両等の進入用道路の確保等を促進し、被害を最小限にできるよう努める。
- 防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制の強化を行う。

6-6.文化財の保存・活用に向けた普及啓発

- 学校教育や生涯学習の場において、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を設ける。
- 文化財に親しんでもらえるように情報誌の配布など多様な形で情報を発信する。

6-7.埋蔵文化財の取扱いの現状と今後

- 遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県教育委員会の指導や助言を受けながら進める。

6-8.文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携

- 各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進める。

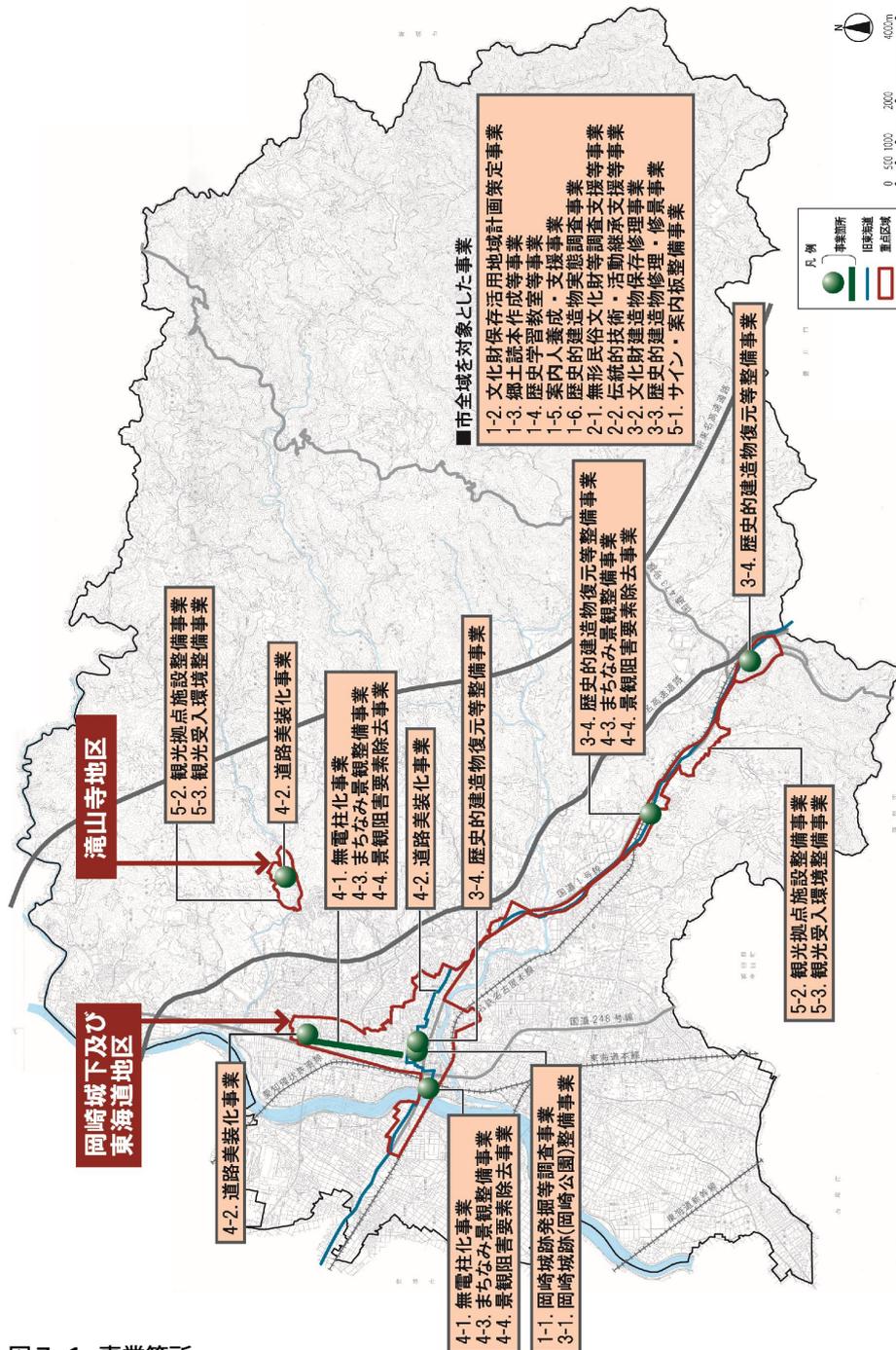
6-9.文化財の保存・活用に向けた体制の整備

- まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、専門性の高い文化財担当職員(学芸員)の確保及び育成など必要となる推進体制と組織づくりを行う。

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

7-1.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

重点区域内においては、歴史的風致維持向上施設(地域の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業を優先的かつモデル的に展開するものとし、事業については、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。



7-2.事業の内容

(1)歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
1-1	岡崎城跡発掘等調査事業	S55(1980)～ R7(2025)	市指定史跡岡崎城跡の価値を高め、保存・活用することを目的に、発掘調査や文献調査などの詳細調査を実施する。
1-2	文化財保存活用地域計画策定事業	H28(2016)～ R3(2021)	指定・未指定に関わらず、文化財を幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存、活用していく市の基本的な考え方や文化財保護行政の方向などを示した「文化財保存活用地域計画」の策定を行う。
1-3	郷土読本作成等事業	S5(1930)～ R7(2025)	岡崎市では、小中学校の郷土読本を毎年改定し、発行しているが、今後も継続し、地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する愛情と誇りをもち、地域の一員としての自覚を高める。また、市内 47 小学校区ごとに学区内の歴史、文化、自然、自慢などについて整理し、全ての学区を一冊の本『岡崎まちものがたり(完成版)』にまとめる。各学区の図書室や小中学校の蔵書とするとともに、岡崎市のプロモーション資料としても活用する。
1-4	歴史学習教室等事業	S41(1966)～ R7(2025)	文化財への市民の理解を深めるための講座(文化財移動教室、親子文化財教室等)を企画、準備し、開催する。また、子供向けの歴史学習教室を開催し、小学校低学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。
1-5	案内人養成・支援事業	H9(1997)～ R7(2025)	岡崎の歴史文化資産の奥深い魅力、人々の伝統的な活動、まちなみと現在の岡崎市を同行して案内する観光ガイド(歴史かたり人)を専門の養成講座により、その知識や技能の向上に向けた養成及び活動の支援を行う。
1-6	歴史的建造物実態調査事業	H28(2016)～ R7(2025)	未指定・未登録の歴史的建造物に対する調査研究を、あいちヘリテージマネージャー(建築士)に依頼し、文献調査、関係者へのヒアリング調査、現地調査等により行う。



(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
2-1	無形民俗文化財等調査支援等事業	H15(2003)～ R7(2025)	指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行い、また、未指定文化財を含めた民俗文化財の活動を支援し、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後継者の確保、また民俗文化財の伝承の支援を行う。
2-2	伝統的技術・活動継承支援等事業	S54(1979)～ R7(2025)	伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行う。また、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。



(3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
3-1	岡崎城跡(岡崎公園)整備事業	H15(2003)～ R7(2025)	市文化財に指定されている史跡岡崎城跡(岡崎公園)を、その歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した城址にふさわしい公園として再整備を進める。また、史跡岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣の修復を行う。そして、「史跡岡崎城跡整備基本計画(平成15年度)」を改訂し、史跡や岡崎公園の歴史的価値を活かした、観光客や市民に親しまれる公園としての整備の推進を行う。
3-2	文化財建造物保存修理事業	H27(2015)～ R7(2025)	文化財建造物の保存修理事業に対し補助を行う。重要文化財建造物である旧額田郡公会堂及物産陳列所は保存活用計画を作成した上で、保存修理事業を行う。
3-3	歴史的建造物修理・修景事業	H24(2012)～ R7(2025)	景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して支援する。
3-4	歴史的建造物復元等整備事業	H29(2017)～ R7(2025)	総構えの発掘調査や文献調査などの詳細調査結果を基に、関係機関と連携しつつ遺構の保存に配慮しながら、籠田総門を始めとする各種門や曲輪などを史実に基づいて適切な復元整備を行う。また、総構えの位置を現地で分かりやすく表示するための方法の検討と、その方法などに基づく表示の整備を行う。さらに、本宿、藤川における歴史的建造物の復元等の整備を行う。



(4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
4-1	無電柱化事業	R1(2019)～ R7(2025)	「大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域」「八帖地区」等の景観形成重点地区内の路線について、それぞれの路線に応じた工法による無電柱化の整備を行う。
4-2	道路美化事業	H29(2017)～ R7(2025)	「八帖地区」「藤川地区」等の景観形成重点地区内の旧東海道等や大樹寺三門前等の路線について、脱色アスファルトや石畳風の道路舗装など美化の整備を行う。
4-3	まちなみ景観整備事業	H28(2016)～ R7(2025)	「大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域」「八帖地区」等の景観形成重点地区内等において、岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合する修景や、建築物や工作物の外観修景に対して支援する。
4-4	景観阻害要素除去事業	H30(2018)～ R7(2025)	岡崎市景観計画等に定める景観形成重点地区等において、景観形成基準等に適合していない既存不適格物件(建築物や工作物)の改修、早期改修を目的に、基準に適合する改修等に対して支援等する。



(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
5-1	サイン・案内板整備事業	H6(1994)～ R7(2025)	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。また、案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICT 技術の活用を踏まえた検討をする。
5-2	観光拠点施設整備事業	R4(2022)～ R7(2025)	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史的な建造物等の活用も含め、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する情報案内のほか、休憩場所としての機能等を備えた拠点施設の整備を行う。
5-3	観光受入環境整備事業	H27(2015)～ R7(2025)	魅力的な観光周遊ルートの形成に向けた整備計画を作成し、受入のための具体的なソフトとハードの環境整備を行う。 具体的には、駐車場や観光用のタクシーの整備のほか、ワンデイバスなど公共交通利用促進、外国人向けの案内ガイドの育成や外国人向けの体験プログラムの開発と実施を行う。



第8章 歴史的風致形成建造物に関する事項

8-1.歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1)歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市は、これまで文化財保護法並びに愛知県及び岡崎市の文化財保護条例に加え、景観法等により一定数の建造物を対象に、その保護を図ってきた。今後も、これら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

(2)歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定する。

- ①意匠性、技術性が優れているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③外観が景観上の特徴を有し、まちなみ景観の構成要素として重要なもの

※築50年経過しているもの

※所有者又は管理者により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

(3)歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

- ①愛知県文化財保護条例に基づく県指定文化財
- ②岡崎市文化財保護条例に基づく市指定文化財
- ③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づくふるさと景観資産（建造物）
- ⑥その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして特に必要と市長が認める建造物

(4)歴史的風致形成建造物候補及び指定一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。

表 8-1 歴史的風致形成建造物候補一覧(令和4年3月30日現在)

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
	なし					

歴史的風致形成建造物に指定した建造物は次のとおりである。

表 8-2 歴史的風致形成建造物指定一覧(次ページへつづく)(令和4年3月30日現在)

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
1	十王堂 ※指定:H29.6.1		民間	藤川町	江戸時代	④
2	旧石原家住宅 ※指定:H29.6.1		民間	六供町	主屋・土蔵:安政6年 (1859)	③、④
3	甲山寺本堂 (護摩堂) ※指定:H29.6.1		甲山寺	六供町	元禄15年(1702)~ 同16年(1703)再建	②
4	日吉山王社本殿 ※指定:H29.6.1		滝山東照宮	滝町	慶長13年(1608)(推定) 正保2年(1645)修築 (推定)	②
5	旧本宿村役場 ※指定:H29.6.1		岡崎市	本宿町	昭和3年(1928)	⑥

表8-2 歴史的風致形成建造物指定一覧（前ページよりつづく）（令和4年3月30日現在）

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
6	旧富田家住宅 ※指定 主屋:H29.6.1 土蔵:H30.9.1		民間	本宿町	主屋:文政10年 (1827) 土蔵:明治9年 (1876)(推定)	③
7	旧野村家住宅 (米屋) ※指定:H30.9.1		民間	藤川町	江戸時代	④
8	市場町郷蔵 ※指定:R1.9.1		民間	市場町	江戸時代	⑥
9	松平広忠公御廟所 ※指定:R1.9.1		松應寺	松本町	慶長10年(1605)	②
10	大樹寺伽藍 (三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈、本堂) ※指定:R2.9.1		大樹寺	鴨田町	総門、裏二門:寛永15年(1638) 三門、鐘楼:寛永18年(1641) 大方丈、本堂:安政4年(1857)再建	①②
11	旧額田郡物産陳列所 看守人室 ※指定:R3.9.1		岡崎市	朝日町	大正2年(1913)	⑥

「備考」の凡例
 ①県指定文化財 ②市指定文化財
 ③国登録有形文化財 ④景観重要建造物
 ⑤ふるさと景観資産 ⑥その他

8-2.歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1)歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特徴に十分に配慮し、文化財保護法又は景観法等の他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持管理を行う。その他の建造物についても、その価値に基づき適切に維持管理を行う。

(2)歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

表 8-3 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

項目	基本	備考
県指定文化財	外部及び内部ともに現状保存	県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護
市指定文化財		
国登録有形文化財	外部を主対象とした維持及び保存	文化財保護法に基づく適切な維持管理
景観重要建造物	外部を主対象とした維持及び保存	景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全
岡崎市ふるさと景観資産(建造物)	外部を主対象とした維持及び保存	水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理
上記以外	外部を主対象とした維持及び保存	他法令による保護措置が講じられていない建造物は、計画期間後も保護を図るため、適切な調査等を実施し、その価値を明らかにするとともに、その価値が減ることがないように、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努める

岡崎市歴史的風致維持向上計画
[概要版]

発行 令和5年3月
問合せ 岡崎市 都市政策部まちづくりデザイン課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
電 話 (0564) 23-6522
F A X (0564) 23-7967



OKAZAKI
RENAISSANCE

岡崎ルネサンスとは。

岡崎市シティプロモーションのコンセプト。徳川家康公、八丁味噌、乙川など、私たちのまちにはすでに多くの魅力的な資産がありますが、これまで培われてきた伝統や文化を、ただの伝統や文化で終わらせず、革新し、新しい価値を生み出そうとする活動。本市の活力維持、持続的な発展につなげます。

マークに思いを込めました。

マークの形は、徳川家の葵の紋をベースに、岡崎への愛情を深く感じられるよう、ハートのモチーフでデザインを構成。3つのハートが各方面から中心に向かっていくデザインは、これから岡崎がめざす「岡崎市民はもちろん、市外の人にも愛されるまち」を表現するとともに、岡崎ルネサンスを体現しています。